



国 監 告 第 4 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、令和元年度
第2回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和元年11月14日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 田 貴 裕

令和元年度第 2 回定期監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに国立市監査委員条例第 2 条の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象部局

行政管理部 総務課・検査担当、建築営繕課、職員課
生活環境部 まちの振興課

3. 監査の範囲

平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 8 月 31 日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4. 監査の期間

令和元年 8 月 30 日（金）～ 令和元年 11 月 14 日（木）

5. 説明等聴取及び実査日

令和元年 10 月 23（水）、10 月 24 日（木）

6. 監査の主眼

- (1) 事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- (2) 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9) 業務が円滑に執行されているか。
- (10) 各契約事務が適正であるか。
- (11) 公印の使用・管理が適正であるか。
- (12) 個人情報の管理が適正であるか。
- (13) 前渡金の管理が適正であるか。
- (14) 備品の管理が適正であるか。
- (15) 庁用車の運行・管理が適正であるか。また、ガソリン給油カードの管理が適

正であるか。

(16) 原材料の管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類を審査し担当職員から説明を聴取して通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、行政管理部総務課・検査担当、建築営繕課、職員課及び生活環境部まちの振興課を対象に、平成31年4月1日から令和元年8月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善及び検討を要する事項などが見受けられたことから、次のとおり指摘事項及び要望事項として記すので対応されたい。

<指 摘 事 項>

(1) 行政管理部職員課

①契約確定日の誤りについて

メンタルヘルスカウンセリング業務委託について確認したところ、契約書の契約確定日を平成31年度の契約として「平成31年4月1日」とすべきところ、誤って決裁日の「平成31年3月25日」として契約していた。

契約書は契約行為の証拠書類であり、支払いの根拠にもなる重要書類であることから、正しい日付に訂正するとともに、誤りが起こらないよう契約書作成時の確認を徹底されたい。

(2) 生活環境部まちの振興課

①修繕契約の請書について

修繕契約を確認したところ、主管課発注した3件について請書により契約されていたが、必要となる契約番号を取得しておらず、請書の契約番号欄が空欄になっていた。

主管課発注の契約手続きの理解不足が原因であるため、契約事務の流れを再確認するとともに、主管課の責任において適切に契約事務を執行するよう徹底されたい。

<要 望 事 項>

(1) 行政管理部総務課

①委託契約に係る入札について

貸切バス運送業務年間委託について確認したところ、入札業者の6者のうち4者が辞退、1者が不参となり、実質1者の入札による契約となっていた。

契約事務において、業者の事情等による不調や本件のようなケースがでることは止むを得ないが、他の入札結果の中にも同様のケースが見受けられたので、業者間で競争が働く入札となるよう努められたい。

(2) 行政管理部職員課

① 嘱託員の勤務実績簿について

嘱託員の勤務状況を確認したところ、有給休暇を取得した際の勤務実績簿への記載方法が、嘱託員ごとに異なる表記となっていた。

他の部署においても表記が様々であることが見受けられたので、簡易な表現で、誰が見ても分かりやすい、全庁的に統一した記載方法について検討されたい。

② 助成制度の見直しについて

催物鑑賞利用契約を確認したところ、くにたち文化・スポーツ振興財団及び立川市地域文化振興財団との年間契約により、利用者に鑑賞料金を助成する制度になっているが、ここ数年は制度の利用者がほとんどいない状況であった。

事務的効率の観点からも事業の見直しが必要と思われるので、利用されていない原因を把握するとともに、助成方法の変更や他の事業への振替などについて検討されたい。

(3) 生活環境部まちの振興課

① 修繕契約に係る決裁について

西福祉館 1F 和室右側エアコン交換修繕について確認したところ、8月6日付で起案、決裁された総務課、政策経営課合議で部長までのC決裁と同日付けで起案、決裁された課長までのD決裁の2種類の契約決裁を作成していた。C決裁は随意契約とするための決裁で、D決裁は契約手続きをするための決裁として前例に倣って起案したとの説明であったが、決裁の内容を見る限り、分割して起案する必要性が無いものであった。

決裁を起案する際には、漫然と前例に倣うのではなく、起案する目的や根拠となる法令等に誤りはないかなど、内容確認を怠ることのないよう徹底されたい。

9. 監査対象部局の概要

(1) 職員配置状況

① 行政管理部

令和元年8月31日現在（単位：人）

課名	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	主任	主事	嘱託員	臨時職員	合計
総務課 (検査担当含む)	2			2		3 (1)	2	8		17 (1)
建築営繕課	1		1	1	2	5	2	2		14
職員課	1			2		1	4	2		10

※ () 内の数字は再任用職員の数である。

②生活環境部

令和元年8月31日現在（単位：人）

課名	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	主任	主事	嘱託員	臨時職員	合計
まちの振興課 (市民プラザ含む)	1		1	2		3 (1)	4	15	2	28 (1)

※ () 内の数字は再任用職員の数である。

(2) 事務分掌

行政管理部

総務課

庶務管財係

- ① 行政区域に関すること。
- ② 事務引継ぎ（特別職を除く。）に関すること。
- ③ 知事委任の私立学校の許可事務に関すること。
- ④ 事務報告書に関すること。
- ⑤ 公有財産の台帳等の記録保管、整理及び公有財産の総合調整に関すること。
- ⑥ 普通財産の管理に関すること。
- ⑦ 国、他の地方公共団体及びその他公共団体の財産の借受けに関すること。
- ⑧ 全国市有物件災害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険に関すること。
- ⑨ 庁舎の管理に関すること。
- ⑩ 庁用車（専用車両を除く。）の配車運行及び管理に関すること。
- ⑪ 美術品選定委員会に関すること。
- ⑫ その他他の部及び事務局、課、所並びに係に属さない事項に関すること。
- ⑬ 部課内の庶務及び調整に関すること。

契約係

- ① 指名参加及び指名業者の資格審査に関すること。
- ② 指名業者選定委員会に関すること。
- ③ 工事及び工事用材料の購入の契約に関すること。
- ④ 物品の購入、賃貸借及び修繕の契約に関すること。
- ⑤ 委託契約に関すること。
- ⑥ その他契約事務に関すること。

建築営繕課

建築営繕係

- ① 市有建築物等の営繕（計画・設計、施工等）等に関すること。
- ② その他建築及び工作物に関すること。
- ③ 課内の庶務及び調整に関すること。

職員課

人事・人材育成係

- ① 職員の服務に関すること。
- ② 職員の任免、分限及び懲戒に関すること。
- ③ 職員の研修及び能力開発に関すること。
- ④ その他職員に関すること。
- ⑤ 職員団体に関すること。
- ⑥ 課内の庶務及び調整に関すること。

給与厚生係

- ① 職員の給与に関すること。
- ② 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関すること。
- ③ 臨時職員の賃金に関すること。
- ④ 職員の福利厚生及び市町村職員共済組合に関すること。
- ⑤ 公務災害補償に関すること。
- ⑥ 特別職職員報酬等審議会に関すること。
- ⑦ 職員の労働安全衛生に関すること。

生活環境部

まちの振興課

商工観光係

- ① 商工業の振興及び指導に関すること。
- ② 商工業諸団体の連絡調整に関すること。
- ③ 中小企業事業資金融資に関すること。
- ④ 中小企業事業資金融資審議会に関すること。
- ⑤ 勤労者福祉対策等労政事務に関すること。
- ⑥ 国立市勤労市民共済会との連絡調整に関すること。
- ⑦ 市民まつり及びさくらフェスティバルに関すること。
- ⑧ 観光に関すること。
- ⑨ 起業支援に関すること。
- ⑩ 工場立地法に基づく届出に関すること。
- ⑪ 課内の庶務及び調整に関すること。

コミュニティ・市民連携係

- ① 地域コミュニティに関すること。
- ② 自治会等各種団体に関すること。
- ③ 地域集会所の建設及び管理運営に関すること。
- ④ 地域福祉館の管理運営に関すること。
- ⑤ 地域防災センターの管理運営に関すること。

- ⑥ 市民参加及び市民との連携に関すること。
- ⑦ NPOに関すること。
- ⑧ 多文化共生に関すること。
- ⑨ 法律、行政相談等市民相談に関すること。
- ⑩ 消費者行政に関すること。
- ⑪ 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく表示調査等に関すること。
- ⑫ 計量器の検査に関すること。
- ⑬ 空家対策に関すること。
- ⑭ 情報公開コーナーの運営に関すること。

消費生活センター

- ① 消費生活相談等に関すること。

市民プラザ

- ① くにたち北市民プラザ、くにたち南市民プラザ及びくにたち駅前市民プラザ(くにたち男女平等参画ステーションを除く。)の管理運営に関すること。
- ② 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書、住民票の写し等の交付に関すること。
- ③ 身分証明書及び印鑑証明書の交付に関すること。
- ④ 健康手帳、妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
- ⑤ 市税(都民税を含む。)に係る各種証明書及び国民健康保険税納税証明書の交付に関すること。
- ⑥ 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書、住民票の写し、税証明書等の交付手数料及び施設使用料の収納に関すること。
- ⑦ 現年度分の市税(都民税を含む。)及び国民健康保険税の収納に関すること。
- ⑧ 介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
- ⑨ 保育料及び学童保育所育成料の収納に関すること。
- ⑩ 高齢者在宅サービス利用料の収納に関すること。
- ⑪ 廃棄物等処理手数料の収納並びに有料ごみ処理袋及び粗大ごみ処理券の交付に関すること。
- ⑫ 交通災害共済の加入申込みに関すること。
- ⑬ くにたち北市民プラザ、くにたち南市民プラザ及びくにたち駅前市民プラザ(くにたち男女平等参画ステーションを除く。)内の連絡調整に関すること。

以上